**平成２４年（フ）第４２１３号**
大阪市淀川区宮原５丁目４番18―105号、前住所京都府八幡市美濃山幸水７番地２
債務者　岡村　孝嗣
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４２２５号**
大阪市平野区喜連西３丁目８番４―1414号
債務者　中村　隆志
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４２８２号**
大阪府茨木市宮元町２番27号
債務者　須磨　光芳
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４４８１号**
大阪市淀川区西中島５丁目８番29―501号
債務者　中尾　哲則
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４６２６号**
大阪府四條畷市蔀屋本町17番16号、前住所大阪府四條畷市大字中野406番地の１　四条畷ロイヤルマンション110
債務者　楠本　惠一
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４６２７号**
大阪府四條畷市蔀屋本町17番16号、前住所大阪府四條畷市大字中野406番地の１　四条畷ロイヤルマンション110
債務者　楠本　本好
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４６５８号**
大阪市住之江区粉浜１丁目５番１号　703
債務者　平谷由美子（旧姓三ツ山）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４７４２号**
大阪市此花区高見１丁目５番44―205号
債務者　佐藤マリヤ
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４７７４号**
大阪府高槻市古曽部町２丁目15番８―405号
債務者　奥野　勝子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４８４１号**
大阪府東大阪市上四条町15番５号
債務者　米澤美保子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４８５２号**
大阪府豊中市豊南町南１丁目３番５―403号
債務者　高橋　友美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４８５６号**
大阪市淀川区十三東１丁目11番18号　シャローム十三101号
債務者　福盛　　勉
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４９０８号**
大阪市平野区加美北７丁目１―30　ホーリーホーム、住民票上の住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目12番19号
債務者　片山　京子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４９２３号**
大阪府寝屋川市萱島桜園町４番13号
債務者　山**添**　幸吉
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４９２８号**
大阪府枚方市東香里元町14番25―12号、前住所大阪府守口市金田町１丁目46番１号
債務者　中野　節子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４９７３号**
大阪府豊中市原田元町２丁目25番19―202号
債務者　大久保　力
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５００５号**
大阪市西区南堀江４丁目16番７号
債務者　若松　純一
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部